たときは、管財人は、当該売却対象不動産のうち当該更生担保権者の有する存続する担保権の目的となる範囲の不動産を以て、代物弁済するものとし（なお、当該売却対象不動産が土地及び建物からなる場合において、土地又は建物にかかる更生担保権者のいずれかから代物弁済の申出がない場合は、代物弁済の申出をした更生担保権者に対して、当該売却対象不動産を一括して代物弁済するものとする。）、代物弁済時の当該代物弁済物件の更生会社における帳簿価格を売却手取額として売却されたものとみなして、本項を適用するものとする。

⑨　売却対象不動産について、更生担保権にかかる担保権の放棄があった場合、当該放棄をした更生担保権者との関係では、担保権放棄の日に、当該売却対象不動産が売却手取額０円で売却されたものとみなして、本項を適用する。

⑩　管財人は、平成22年２月１日以降更生計画認可決定日までの間に、売却対象不動産を売却した場合は、前記②又は③の定めによって計算される売却手取額に相当する金額を適切な金融機関に預金し、当該預金の払戻請求権を目的物とし、当該売却対象不動産にかかる更生担保権のうち前記②、③、⑤又は⑦を適用したならば売却手取額から弁済を受けられることになる更生担保権又は更生債権を被担保権とする質権を設定する。この場合の当該更生担保権又は更生債権の権利の変更及び弁済方法は、本節４⑵③の定めに従うものとする。

⑪　管財人は、別表13―１「担保権の目的物一覧表（土地）」の物件番号11及び別表13―４「担保権の目的物一覧表（未完成建物）」の物件番号２の売却対象物件について、当該売却対象物件にかかる更生担保権を有する更生担保権者の全員と同意をしたときは、当該売却対象物件にかかる更生担保権については前記２又は第４章第２節１⑵に定める権利の変更及び弁済方法を適用出来るものとする。

⑫　管財人は、売却対象不動産のうち別表13―４「担保権の目的物一覧表（未完成建物）」の物件番号２記載の未完成建物については、これを取り壊して撤去し、当該建物の敷地である土地を更地として売却することが出来るものとし、その場合の当該売却対象不動産にかかる更生担保権への弁済は以下のア及びイのとおりとする。但し、管財人は、当該建物の撤去を決定したときは、速やかにその旨を当該建物を含む売却対象不動産にかかる更生担保権を有する更生担保権者に通知しなければならず、当該更生担保権者は、管財人からの通知を受けた後１ケ月以内に、当該売却対象不動産についての売却手取額がより多い条件での売却先を見つけられない場合は、当該建物を取り壊すことについて異議を述べることが出来ない。

ア　当該建物の敷地にかかる更生担保権については、当該売却代金全額を受領した日から１ケ月以内に、売却手取額を支払う。但し、当該建物の撤去費用（撤去完了までの保全費用を含む。）は、前記②ｅの費用に含まれるものとし、売却手取額が、当該土地にかかる更生担保権の確定債権額を下回る場合は、その下回る金額を限度として売却手取額に繰入額を加算した金額を、当該建物の敷地にかかる更生担保権への弁済額とする。

イ　当該建物にかかる更生担保権については、その全額につき本章第３節２の定めを準用して、一般更生債権と同等に権利を変更し弁済を行う。弁済方法については、第４章第２節１⑵に定められた弁済方法を準用して、管財人が当該建物の撤去を決定した旨を通知した日と更生計画認可決定確定日の何れか遅い日に、未確定の債権額が確定したものとみなす。

４　預金にかかる更生担保権

⑴　確定債権

４件　2,832,759,051円　別表６―４

⑵　権利の変更及び弁済方法

①　別表６―４「更生担保権弁済計画表」記載の整理番号１及び２の更生担保権については、別表６―４の「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定日から１ケ月以内に一括して弁済する。

②　別表６―４「更生担保権弁済計画表」記載の整理番号３及び４の更生担保権については、別表11―７「存続する担保権一覧表」整理番号３乃至５の「新しい債権額」欄記載の金額を、更生計画認可決定日から１ケ月以内に一括して弁済する。但し、当該預金を目的とする担保権の被担保債権である更生担保権及び更生債権についての権利の変更については、本節３⑵④乃至⑦を準用するものとする。

③　本節２⑵⑥、同３⑵⑩又は第４章第２節１⑵④の定めあるいは裁判所の許可を得て実施した担保権の変換により設定された預金を目的とする担保権の被担保債権である更生担保権又は更生債権については、前記②の定めを準用する。

④　別表６―４「更生担保権弁済計画表」記載の整理番号３及び４の更生担保権のうち、同表「確定債権額」欄記載の金額から「弁済額」欄記載の金額を控除した残額については、別表11―４「存続する担保権一覧表」整理番号２及び別表11―10「存続する担保権一覧表」整理番号１の物件の売却等による更生担保権の弁済と合わせて弁済するものとし、本節２⑵の定めに基づく権利の変更及び弁済方法を適用するものとする。

５　リースにかかる更生担保権

⑴　確定債権

13件　4,444,870円　別表６―５

⑵　権利の変更及び弁済方法

別表６―５「更生担保権弁済計画表」記載の更生担保権については、別表６―５の「弁済額」欄記載の金額を、以下のとおり合計５回に均等に分割して弁済する。但し、その分割弁済が完了する前に、別表11―８「存続する担保権一覧表」の「担保権の目的物の表示」欄記載のリース契約についてのリース期間が満了した場合には、当該リース契約に基づく更生担保権について、当該リース期間満了日（更生計画認可決定日までにリース期間が満了した場合は、更生計画決定日から１ケ月経過した日）までに、別表11―８の「新しい債権額」欄記載の金額から既払い額を控除した残額を、分割弁済の前倒し弁済として一括して弁済する。

第１回目　平成22年12月末日限り。
第２回目　平成23年12月末日限り。
第３回目　平成24年12月末日限り。
第４回目　平成25年12月末日限り。
第５回目　平成27年６月末日限り。

６　定期借地権の借地にかかる更生担保権

⑴　確定債権

６件　8,700,000円　別表６―６

⑵　権利の変更及び弁済方法

別表６―６「更生担保権弁済計画表」記載の更生担保権については、当該更生担保権である被担保債権の原因である定期借地権設定契約（以下「本件定期借地契約」という。）が終了し、かつ、更生担保権者が当該本件定期借地契約の目的である土地（以下「本件借地」という。）を明け渡したときに、別表６―６の「確定債権額」欄記載の金額から当該本件定期借地契約に基づく更生担保権者の一切の未払債務を控除した残額を、更生計画認可決定確定日、当該本件定期借地契約の終了日又は当該本件借地の明渡し完了日の何れか遅く到来した日から１ケ月以内に、一括して弁済する。